

広島県告示第三百六十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所呉支所において、平成二十六年五月七日までの間、縦覧に供する。

平成二十六年四月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道呉環状線	呉市警固屋九丁目二七六番四地先から 呉市警固屋九丁目二〇四番地先まで	平成二十六年四月二一日